

茨城県立水戸飯富特別支援学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第1条 本会は、茨城県立水戸飯富特別支援学校 P T A と称し、事務局を茨城県立水戸飯富特別支援学校内に置く。

第 2 章 目 的

第2条 本会は、保護者と教師が協力して本校における教育活動の推進に寄与するとともに、会員相互の教養と親睦を深めることを目的とする。

第 3 章 事 業

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童生徒への教育に対する理解を深める。
- 2 学校の教育的環境の整備充実に協力する。
- 3 児童生徒の福祉の向上と充実を図る。
- 4 会員相互の教養を高め、親睦を図る。
- 5 その他、本会の目的達成に必要なことを行う。

第 4 章 会 員

第4条 本会の会員は、本校児童生徒の保護者またはこれに代わる者及び教職員とする。

第 5 章 会 計

第5条 本会の活動に要する経費は、会費・入会金・寄付金及びその他の収入をもって当てる。

- 1 会費は、会員一人につき月額350円とし、年額4,200円の4分の1の額(1,050円)を6月、8月、10月、12月に納入する。
- 2 慶弔に関する経費は、会費の一部をもって当て、内規については別に定める。

第6条 本会の会計は、総会で認められた事業に基づいて行われる。

第7条 本会の会計は、会計監査を経て総会に報告するものとする。

第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とする。

第 6 章 役員及び会計監査委員

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------------|
| 1 会 長 | 1名(保護者) |
| 2 副会長 | 3名(保護者2名・教頭1名) |

3 書 記	2名（保護者1名・教職員1名）
4 会 計	2名（保護者1名・事務長）

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を務める。
- 3 書記は、総会及び運営委員会の議事を記録する。
- 4 会計は、一切の会計事務を処理する。

第11条 本会に会計監査委員2名（保護者）をおき、会計の監査に当たる。

第12条 役員及び会計監査委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第 7 章 総 会

第13条 総会は、毎年1回開き、次の事項を審議する。ただし、必要がある時は、臨時に総会を開くことができる。

- 1 事業報告及び決算報告
- 2 事業計画案及び予算案
- 3 役員の選出
- 4 会則の決定及び変更
- 5 その他必要と認める事項

第14条 総会の定足数は、会員の過半数とする。ただし委任状を認める。

第15条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第16条 総会は会長が招集する。ただし必要と認めた場合は、会長は臨時に総会を招集することができる。

第 8 章 運営委員会

第17条 運営委員会は、役員及び会計監査及び常設委員会の委員長・副委員長をもって構成する。ただし委員長・副委員長の出席が難しい場合には、代わって委員が業務を代行することができる。

第18条 運営委員会は、総会に提出する議案の調整を行う。

第19条 運営委員会の定足数は、委員の過半数とする。

第20条 運営委員会は、会長が招集する。

第 9 章 常設委員会

第21条 常設委員会は、次のとおりとする。

- 1 学年委員会 2 広報委員会 3 研修厚生委員会

第22条 各委員会の任務を次のように定める。

- 1 学年委員会は、学部学級間の連絡調整や教育環境の整備に当たる。
- 2 広報委員会は、会報等を発行する。
- 3 研修厚生委員会は、会員相互の資質の向上、会員の親睦及び福利厚生を図る。

第23条 委員の選出及び構成は、次のとおりとする。

- 1 学年委員会及び研修厚生委員会は各学年1名の選出された委員をもって構成する。広報委員会は偶数学年より1名の選出された委員をもって構成する。
- 2 各常設委員会に、教職員から若干名を選出する。
- 3 委員の選出は、毎年度初めに行う。

第24条 各委員会に、委員長1名、副委員長1名をおき、委員長・副委員長は、委員会において互選し、会長が委嘱する。

第25条 委員長及び副委員長の任務は、次のとおりとする。

- 1 委員長は、会長に連絡の上委員会を招集し、これを司会する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その代理を務める。

第 10 章 役員及び会計監査委員の選出

第26条 役員(保護者から選出するものに限る)の選出は、次のとおりとする。

- 1 各学年から1名、教職員から2名の選考委員を選出して、選考委員会を作る。
- 2 選考委員会は、候補者を選出し、総会に提案する。

第26条の2 前条以外の役員については、次のとおり会長が委嘱する。

- 1 副会長 教頭の中から校長が指定する。
- 2 書記 教職員の中から校長が指定する者
- 3 会計 事務長である者
- 4 委嘱に当たっては、委嘱状を交付するものとする。

第27条 会計監査委員は、会長が委嘱する。

付 則

- 1 本会則は、昭和60年5月2日より施行する。
- 2 昭和63年5月 2日 一部改正
- 3 平成 2年5月 2日 一部改正
- 4 平成 8年5月 2日 一部改正
- 5 平成 9年5月 2日 一部改正
- 6 平成12年5月 2日 一部改正
- 7 平成13年5月 2日 一部改正
- 8 平成14年5月 2日 一部改正
- 9 平成16年4月 30日 一部改正
- 10 平成19年5月 2日 一部改正
- 11 平成23年5月 2日 一部改正
- 12 平成27年4月 26日 一部改正
- 13 平成28年4月 24日 一部改正
- 14 平成29年4月 23日 一部改正
- 15 平成30年4月 22日 一部改正
- 16 令和 6年10月 1日 一部改正